

磐城新報

發行所 磐城新報社
電話 五五五
廣告料 五五五
新聞定額 一ヶ月 二圓四角
半年 十二圓
一年 二十四圓



辯士何れも中止 社主催の演説會

大盛況裡に閉會

「打倒濱口内閣」を振つて之亦中止を命ぜらるる等、官憲の言論抑壓甚しき時局批判演説會は、去る二日、磐城新報社に於て決行され、演説者大井川君登壇、百有余の聴衆に満ちた盛況を呈した。

「資本家地主政府打倒の所以」と題して痛烈に現濱口内閣を糾弾し、全國大衆黨高橋忠弘君等相長舌一時間四十五分の雄辯、次いで中止を命ぜられ、山びを振つて閉會、時に十一代吉宗君母クニ子さん熱辯時半、松の壽司樓上に於て

竹本錦洋師 の義太夫

先週常設館有聲座に於て上演せし名劇『先代萩』は、有聲座近來の呼物としてゐたが、之が決定的な非常なる人氣を見せたが、就學せしめてゐる父兄保

父兄の反對運動を促す 平商校經濟課を復活させよ

過日の磐城新聞は平商校經濟學をやらせること學生が凡ゆる經濟學的貢獻を涉獵し、時には共產主義的な赤化學生をも豫期せぬ中につくる結果を來すと言ふにある。青年期は心理的生理的過渡期である、彼等は、それは正しき進み方であり

小作法の假面を剥く

玉川 小作人（投）

俺達の闘争を妨害し又は尻拭ひさせようとして、一闘争を改良主義的要求の中合でも余計に小作料をとり眠りこませようとする民温和不しくしぼることが出政黨政府提出の小作法案に來ない、文句を云はせな俺達は斷乎として反對する、土地を取り上げよう農業恐慌の激化につれて、土地から斗争の激化俺達百姓の生命を守るためは今や小作争議の五割四分の斗争も愈々尖鋭化して來が土地取上の争議となつて、農産物安、過大な税金來て、地主は、金力と権力高利な借金、失業者の歸農を動員して無理矢理に俺達で小作人は一合の小作料もから土地をもぎ取らうとす餘計に輕減しなければ生きたら、だが俺達にとつて行けないし、しつかりと土地は魚の水の様なもの土地にしがみつかなければ、これがなくては生きてならないのだ。又は地主ははられないのだ！だから自分の苦しいのを、俺達は土地取上立禁反對！

土地を農民へ！と死を以て土地を守つてゐるのだ。秋田縣の前田、新潟縣の王番田、大浦原、山梨縣の奥野田等々の、あの英雄的闘争を見ろ！農民組合のある所では、何時でも大勢で、鎌と萬能で土地を守つてゐるのだ！ところが民政黨のあの小作法を見ろ！第一にこれは小作争議彈壓法、農民組合壓迫法なのだそれが證據にはこの法案の中には次の様なトシモノが書いてあるのだ

（一）小作料を延納すれば地主は小作契約解除が出来来る。
（二）不作の減免は收穫着手の十五日以前に申出ねばならぬ。

（三）地主の承諾なくして小作權の譲渡が出来ない。（四）地主は一年以上の豫告と小作料の一年分以日本農政團體聯合會や、帝下の離作料の賠償で勝手契約解除出来る。（五）立入禁止立毛差押も禁止されない。（六）農民組合の小作争議に關與を認めない。

第二には——これは更に重要なことだ『資本家地主の××××土地を農民へ！』と云ふ斗争にまで發展してゐる俺達の××××的要求を『資本主義の下に於ける改良』に封じ込めやうと云ふコンタンなのだ！所がどこまでも強惡な地主階級は民政黨の小作法案

社會民衆黨やその他の無産團體では一つの法律原案を以て、こんなものを作つて下さいと政府におねがひしてゐるが、資本家地主の政府にこんなことを要求するのは鬼に念佛をたのむことではなく、俺達に議會主義的幻影を與へる危険性のあることなのだ。

俺達はたゞ『資本家地主政府〇〇土地を農民へ！』で戦つてこそ始めて樂になるのだ、全國農民組合に入つてこそ初めてこの戦ひが出来るのだその日の來るまで、全國農民組合の旗の下、土地を農民へ！のスローガンを高く掲げて突進するのだ

諸物價が五割以上の下落つた女主人だと噂され、店を以てゐるに獨り暴利を予一同その恩恵に感謝して恣にしてゐるものに、電燈あるが、横暴なる家主共も料と家賃がある。處が平町そら／＼悟る處があり、當新川町谷屋吳服店主葉谷／＼然なこの家賃値下げの輿論カさんは、今回店子家賃をに追従するものゝ如くであ五割値下げし、近來話の判る。

家賃五割値下げ
谷屋吳服店主
店子連大喜こび

和洋銅鐵金物問屋

釜屋商店

電話 九番九九番

專門 內科
專門 婦人病
專門 皮膚病

松村醫院

院病濟共城磐

治忠澤賀主

會社必要書類の解説

の事は爰に詳述する迄も無いが、普通の觀念及び他の法律上の用語に於ける借貸の關係は民法が規定してある。使用貸借であるとか、質貸借、消費貸借など、いふ場合に用ゐられてゐる借貸と云ふ言葉及び商法が商行為に規定してゐる、質貸する意思を以てする動産若しくは不動産の有借取得若しくは質借又は其取得若しくは質借したるもの、質貸を目的とする行為は、營業として之を爲すとは商行為とす(第二百六十四條参照)等の場合に用ゐられてゐる。借貸の語は他人の所有物を借り、之れに對しては後日返却の義務があるといふ詰り普通の觀念に於ける借貸に該當してゐるのである。同じ法律の内に使はれてゐる用語は、總て之れを同一に解釋すべしとは此法律解釋上の原則かも知れないが、商法第二十六條等に規定せる借貸の意味は之れと全然趣を異にしてゐる。即ち簿記學上の觀念に於ける借貸を指したのである。即ち第二十六條は「動産、不動産、債權、債務其他の財産の總目録及び貸借対照表の對照表」と記してゐる。故に茲に「此の貸借対照表の對照表」と決定しなければならぬのである。法律が斯く貸借対照表と云ふ言葉を用ひてゐる事、可否に就ては議論の餘地がある。何となれば商業帳簿は必ずしも洋式の而かも複式簿記に依つて整理すべきものでは無

我が商法に於て株式會社の取締役が作成すべき財産目録及び貸借対照表に關する事は之れを第四節會社の計算(第九十條)に規定し、其の記載事項に就ては總則編の商業帳簿の章(第二十六條、第二十七條)に規定してゐるので、從來之れ等の問題は法律學者に依つて論議せられて來たので有る、併し商業帳簿と云ひ貸借對照表と云ひ、之れ等計算の處理をなす者は、法律學者では無くて實際家の職務である。實際家は何によつて帳簿を整理し、貸借對照表を作成してゐるかと云へば、簿記學の素養に依り已れの習得した處に依り其の事業に従つて區々の整理を行ひ來つたのである。元來今日行はれてゐる複式簿記の議論は、在來の大福帳や當座帳とは全然其の整理法も異にしてゐれば用語の如きも九で違つてゐるのである。最近の話が普通の觀念に於ける借と云ひ貸といふ言葉と、簿記學に於ける貸方、借方とは全然其の意義を異にしてゐる之れ等

鈴木默鐘君

家族救援贊助芳名(六)

薄源次郎殿	渡邊富三殿
鈴木勝彌殿	遠藤心光殿
藤田榮助殿	鈴木千代吉殿
木村病院殿	鈴木千代吉殿
上田外科醫院殿	塙秀次郎殿

祝復活一周年記念

マルトモ 電話二三四番

柴田書店

履物 三井商店

平二丁目 電一五六番

平町旅館業組合

信用 平庶民金庫

牛豚肉問屋

大塚八郎

電話六六七番

平町大工町

中川製材所

荒物雜貨商

大一屋商店

平町二丁目 電話一三番

尙美堂藥店

平町 電話二六八番

關内藥局

平町四丁目 電話四〇番

大村屋 旅館 大村一郎

丸ほん家具店

大黒屋勝次商店

平町本通り 電話一六

▲良品の普及に國境なし
健康増進病後の回復等
(一)まじしのエキス 三圓 (二)スツボン 二圓
(三)養命酒 四圓 (四)スツボンエキス 三圓
(三)諸毒下しの妙藥 一圓 (四)脳病心臓の靈藥 二圓
(三)安流丸 二圓 (四)神効散 二圓
以上優良品として御勧め致します
平町五丁目 目角

總代理店 山野邊藥局

▲藥事衛生の御相談は是非藥局へ

自動自轉車 自轉車

附屬品 葬具一式

山光堂

福島縣平町四丁目 電話五五〇番

三井吳服店

電話三八四番

酒類味 緣川酒店

電話四八六番

御飯物うざん 各五錢より
安くてうまいものが食べられる
簡易 **てがる食堂**
田町通り 大谷菊次郎

開業廣告

難波醫院

醫學博士 難波睦
院長 難波睦
平町字大町新川端
電話五〇二番

高木調髮所

平町新郵便局脇
高木貞雄

高久病院

醫學士 高久忠雄
新海醫學士 赤羽清雄
藥劑師 佐竹菊雄
内科小兒科 外科花柳病科
耳鼻咽喉科 レントゲン科

内科 小兒科 花柳病科

入院應需

藤沼醫院

平町紺屋町
電話五〇七番